

薬の取り扱いについて

保育園（所）では十勝振興局、道の指導により、芽室町統一で原則与薬は行いません

保育園（所）に来る児童は集団生活が可能な健康状態であることが前提です。また、児童に薬を服用させるのは保護者の責任において行う事が基本です。しかしながら医師の指示によりやむを得ない場合に限り、保護者に代わって保育園（所）の担当者が慎重に児童に薬を与える行為を行います。

市販薬は不可。塗布薬、目薬、点鼻耳薬、は原則お預かりしません（1回の量が不明確であり、職員の手を介しての感染予防のため）

<与薬の対象となる場合>

①慢性の病気で日常的に服薬を必要とし、かつ朝晩の服用とはならない場合

②重篤な症状に対し緊急に必要となる薬の場合

（熱性けいれん、アレルギーによるアナフィラキシー等）

*慢性疾患による、座薬とエピペン等については、年度当初(預かりが必要となった日)に、医師の指示書と一緒に預かり、1年間(使用期限が有効の場合)お預かりします。その際、体重の変化により使用量が変わる時は、その旨医師に記入を依頼してください。また、毎月末に、保管状況を保護者に確認をしていただきますので、印鑑を持参してください。

③その他、医師が保育時間中の服用が絶対に必要と判断する薬の場合

※ ①③の場合、家で使用したことのない薬は受け付けません。

（内服によりアレルギー等、どのような反応がおきるか予想がつかないため。）

<依頼を受ける際の必要書類>

①「主治医指示書」 保育時間中の与薬が必要なことを確認し、また、安全に与薬するために注意事項等を確認するものです。事前に受診の際に医師に記入してもらい、保護者から保育園（所）に提出してください。（病院によっては文書料がかかることがあります。）同じ疾患、同じ薬の間は有効。

②「承諾書」 保護者が与薬の依頼方法等について承諾したことを確認するものです。初回の依頼の際に提出してください。

③「薬の依頼票」 保護者が保育園（所）に対して与薬の代行を依頼するものです。薬と併せて、毎日提出となります。（例外として、修了まで毎日服用の場合は処方の都度提出。）

※ 調剤薬局の説明書がある場合は、コピーを添付してください。